

廿日市市国の制度活用サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の制度を活用し、新分野展開、業態転換、事業・業種転換、労働能率の増進に資する設備投資、働き方改革等に取り組む中小企業、個人事業主等の支援を目的として、予算の範囲において廿日市市国の制度活用サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項又は中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に定める中小企業者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている者を除く。

(補助対象者の要件)

第3条 補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 廿日市市内に事業所（法人にあつては本店）を開設し、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 廿日市市内での事業の実施に当たって、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していること。

2 次の各号に該当する者は、支給対象者としなない。

- (1) 市税等（国税及び地方税）を滞納しているもの。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員であるものまたはそれらと密接な関係にあるもの。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属

する者が、運営に関与しているもの。

- (4) 会社法第475条若しくは第644条の規定による精算の開始又は破産法第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続き開始の申立てがなされているもの。
- (5) 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされているもの。
- (6) 宗教活動又は政治活動が主たる目的とするもの。
- (7) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれのあるもの。
- (8) その他廿日市市産業まちづくり委員会委員長（以下「委員長」という。）が適当でないとするもの。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、国が主体となって実施する次のいずれかに該当する補助金等の申請に当たり、廿日市市産業まちづくり委員会（以下「委員会」という。）に属する認定支援機関等が適当と認めた者の支援を得て事業計画を策定する事業とする。

- (1) 「事業再構築補助金」
- (2) 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」
- (3) 「業務改善助成金」
- (4) 「働き方改革推進支援助成金」
- (5) 「事業承継・引継ぎ補助金」

（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費、補助率及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助金の額
第4条第1項各号に掲げる補助金等の申請に必要な事業計画策定等のために認定支援機関等に支払った報酬	10分の1 0	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額が20万円を超えるときは、20万円を補助限度額とする。

- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとし、委員長が交付決定した年度の2月末日までに支払った報酬であること、かつ、支払い方法は、銀行振込又は現金決済のみ認めるものとする。
- 3 国、県、他の自治体、廿日市市及び委員会からこの要綱の規定による補助金以外の補助金を受けていない経費であること。
- 4 補助金の額は、公租公課（消費税及び地方消費税総同額等）を除いた額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、廿日市市国の制度活用サポート補助金申請書に次に掲げる書類を添えて、委員長に提出しなければならない

(1) 誓約書及び同意書

(2) 事業を行っていることが確認できる書類

ア 法人にあつては、直近の法人事業概況説明書の写し（創業後申告時期が未到来の場合は、法人設立（開設）届出書の写し）

イ 個人にあつては、直近の確定申告書第一表の写し（創業後申告時期が未到来の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し）

(3) 本人確認書類の写し（個人の場合のみ）

(4) 事業概要書及び営業に必要な許可を受けていることが確認できる書類

(5) その他委員長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 委員長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定を受けた申請者は、交付決定日から30日以内に、当補助金を国の補助金等の申請に活用したときは、申請が確認できる書類及び計画書の写しを添えて委員長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 委員長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに交付対象者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 委員長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付の決定の全部を取り消すことできるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 国の補助金等に申請しなかったとき。
- (4) その他委員長が不相当と認めたとき。

(補助金の不正受給等への対応)

第11条 委員長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期日を定めてその返還を命じるものとする。

- 2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、直ちに補助金を返納しなければならない。
- 3 第1項の補助の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 委員長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、事業者の申請により、延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(立入検査等)

第12条 委員長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告させ、又は指定する職員にその事務所、事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 申請者は前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(書類の整備)

第13条 申請者は、補助事業に係る収支を帳簿その他の証拠書類により整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、交付決定年度の翌年の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(アンケートへの協力)

第14条 交付対象者は、事業終了後に委員長が実施するアンケート調査に協力しなければならない。

(実施規定)

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月22日から施行する。